

令和2年第6回天草市議会(定例会)議案等

議案番号	件名	付託先	議決の結果
報告第12号	令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について(地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、議会に報告するもの)	-	-
議第83号	天草市体育館条例の一部を改正する条例の制定について(城河原体育館の新設に伴い、条例を改正するもの)	総務政策	原案可決
議第84号	工事請負契約の締結について(御所浦診療所建築工事に係る請負契約の締結について、議会の議決を求めるもの)	総務政策	原案可決
議第85号 ~86号	令和2年度天草市一般会計補正予算(第9号) 令和2年度天草市介護保険特別会計補正予算(第1号)	予算決算	原案可決
議第87号 ~99号	令和元年度天草市一般会計歳入歳出決算の認定について 令和元年度天草市特別会計歳入歳出決算の認定について(国民健康保険特別会計など9件) 令和元年度天草市病院事業会計決算の認定について 令和元年度天草市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について 令和元年度天草市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	予算決算	認定
議第100号 ~103号	財産の取得について(市内小・中学校の児童・生徒用タブレット端末の購入に係る物件供給契約の締結について、議会の議決を求めるもの)	総務政策	原案可決
議第104号	令和2年度天草市一般会計補正予算(第10号)	付託省略	原案可決
請願第1号	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出を求める請願書	教育厚生	不採択
請願第2号	「被爆75年・天草市非核平和都市宣言決議」と日本政府への意見書提出について(請願)	総務政策	不採択

賛否表



- 議第87号 令和元年度天草市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第88号 令和元年度天草市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第90号 令和元年度天草市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 請願第1号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出を求める請願書
- 請願第2号 「被爆75年・天草市非核平和都市宣言決議」と日本政府への意見書提出について(請願)

議員名	新風天草			天政会			市民クラブ			政友会			日本共産党		公明党		無会派		表決数	結果									
	中尾友二	田中茂	古賀源一郎	濱洲大心	前田正之	門口徹	中村三千人	脇島義純	池田裕之	勝木幸生	鶴戸継啓	大塚基生	益田政昭	下田昇一郎	五嶋善彦	澤井一富	平山泰司	船辺修			柴田誠	蓮池良正	浜崎義昭	赤木武男	五通俊作	浜崎昭臣	若山敬介	宮下幸一郎	
議第87号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23:2	認定	
議第88号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23:2	認定
議第90号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23:2	認定
請願第1号	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	-	○	×	3:22	不採択	
請願第2号	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	○	×	×	-	○	×	5:20	不採択	

※電子表決システムによる採決により賛否が分かれたものに限ります。(○は賛成、×は反対) ※浜崎昭臣議員は議長職のため、表決には加わりません。

TOPIC 02

議第100号~103号財産の取得について 児童・生徒ひとり1台の タブレット端末を整備

児童・生徒用のタブレット端末の購入を決定

市内小・中学校(30校)の児童・生徒用として5,700台のタブレット端末などを購入するため、追加議案が提出され、原案どおり可決しました。

内容

小・中学校の児童生徒の情報活用能力育成および災害や感染症の発生による臨時休校などの緊急時において、すべての児童生徒の学びを保障できる環境を実現することを目的に購入する。
今年度中に配備し、令和3年度の使用開始を目指す。

質疑

問 入札を辞退した業者の理由は。
答 物品の調達および期限までの納入が困難、その他の業務が多忙などの理由で辞退された。



問 納期が守れなかった場合の罰則などは。

答 正当な理由がなく納入が遅れた場合は、指名停止処分や遅延料など規定に基づき対処する。

TOPIC 03

令和2年度一般会計補正予算(第10号) 7月豪雨による被災家屋の公費 解体費用や災害復旧費を計上

令和2年7月豪雨により被災した家屋について、 半壊以上の判定を受けた家屋も公費解体の対象に



2億3,886万1千円を追加し、総額649億6,336万1千円とする一般会計補正予算(第10号)が提出され、原案どおり可決しました。

内容

豪雨による被害が甚大であったため、生活環境上の支障の除去、二次災害の防止および被災者の生活再建支援を図り、被災地の迅速な復旧を図るための特例措置として、公費解体を実施(国補助1/2)。

対象は、令和2年7月豪雨により損壊し、「半壊」以上の災判定を受けた住家(借家を含む。)および同一敷地内にある家屋など(倉庫・小屋)で、12月28日まで申請のあったものを市において解体する。

質疑

問 対象となる家屋の数は。

答 本市の災判定により半壊以上の判定を受けた住宅24戸のうち、9戸がすでに住宅応急処置制度を利用し修復をされているため、残りの15戸がすべて解体となった場合を見込み、県の基準により算定した。

問 自己負担額が発生するのか。

答 公費解体は市が委託して行うため個人負担はないが、家財等については、事前に運び出していたり、この制度は今回に限ったものなのか。

答 今回は7月豪雨に伴う国庫補助の拡大であり、今後災害等が発生した場合、その都度災害の状況に応じて検討したい。

